

「教育総合データベース構築事業」公募型プロポーザル方式業者選定に係る評価基準（データ分析等部門）

※「ガイドライン」…「教育データの利活用に関するガイドライン」（令和4年12月戸田市）のことを指す。

項目	提案内容の項目	評価の目安	配点
事業への理解度	趣旨・目的	本事業の趣旨、目的を十分理解した、適切な提案となっているか。	10
		求められる機能や効果を十分理解しているか。	
		事業の全体像と、今回提案の範囲が明確になっているか。	
		実証事業という事業の性質を踏まえた柔軟な対応が可能か。	
事業計画	スケジュール	事業内容及び内閣府の公募要領のスケジュール、市の想定する大まかなスケジュールと整合が取れ、市の体制を踏まえた適切なスケジュールが組まれているか。	10
		機能やタスク、テスト等の工程が明確に示されているか。	
		スケジュール調整等に柔軟に対応するための具体的な工夫が盛り込まれているか。	
業務遂行能力	業務実績	これまでデータ分析業務において十分な実績を有しているか。	65
		教育分野に特化したデータ分析業務に関する実績はあるか。	
	業務実施体制	データ分析に専門的な知識・経験をもった人材が本業務に専念できる環境が確保されるなど、業務を期間内に確実に遂行できる体制が整っているか。	
		データ分析の流れやAI（高度な統計解析を含む）等の活用など、分析手法が具体的に示されているか。	
	分析手法、判定ロジックの作成	専門的な知識・経験を有しない職員にも理解しやすい判定ロジック等の作成が可能か。	
		不登校や学校カルテなど、教育現場特有の実情を踏まえた検証仮説の設定やデータ分析、判定ロジック等の作成が可能か。	
		法令順守のための体制、取組が整備されているか。	
	個人情報保護・コンプライアンス	個人情報の取り扱いに関し、適切な対応が可能か。	
		※2 安全管理措置の実施（ガイドラインP14-17）	
価格	価格	経費の見積内容の項目や算出根拠は妥当か。	5
提案能力	独自性	提案者の独自企画に関する提案はあるか。	10
		類似他者との違い（強み）が示されているか。	
<b>合計</b>			<b>100</b>